

法人会は「健全な経営・正しい納税・社会に貢献」をテーマに活動する経営者の団体です

Photo:有限会社ワタナベ食品のみなさん

法人会広報

めざします。「みんなの法人会」

社団法人栗原法人会

特集「東日本大震災」
労務実務対策

- 「東日本大震災」労務実務対策
- 企業リレー ● 活動レポート平成23年2月

東日本大震災により被害を受けられました皆様方に、
心からお見舞い申し上げます。
事態の改善と、被災された方々が一刻も早くお元気になられますよう
心よりお祈り申し上げます。

「東日本大震災」への 労務実務対策

●被災され負傷された従業員への対応

①厚生労働省は、今回の震災において、被災者が医療保険証を提示しなくても、保険扱いで医療機関を受診できるようにすると発表。被災地の住民であった方は、氏名や生年月日などを申し出れば、全国どこでも保険証なしで、医療機関で治療を受けることが出来るようになりました。(詳細は受診する医療機関にお問い合わせ下さい)

発表。これにより、②同様、健康保険についても、被災地域の住民の方が、所定の手続きを行うことにより、自己負担分が少なくて済んだり、徴収されるものが猶予されるようになりました。詳細は厚生労働省HPをご参照ください。

④厚生年金保険料についても、納付期限の延長及び猶予を行うよう日本年金機構に通知したと発表。厚生年金保険についても、一定の条件を満たす場合に限り、被災地事業主、船舶所有者、被保険者等が納めるべき毎月の保険料の納付期限の延長が認められるようになりました。詳細は日本年金機構HPをご参照ください。

②国民健康保険を運営する市町村などの判断で、窓口負担金の減免や納付猶予ができるようにすると発表。被災地域の住民の方が、所定の手続きを行うことにより、医療機関で治療を受けた場合であっても、自己負担が少なく済んだり、徴収が猶予されるようになりました。

③健康保険においては、保険者の判断により、一部負担金等の減免等及び保険料の納期限の延長等ができること等について、健康保険組合等に連絡したと

発表。これにより、②同様、健康保険についても、被災地域の住民の方が、所定の手続きを行うことにより、自己負担分が少なくて済んだり、徴収されるものが猶予されるようになりました。詳細は厚生労働省HPをご参照ください。

- ・社会保険労務士 本領 晃
- ・(有)人事・労務 代表取締役 矢萩大輔
- ・(社)宮城県法人会連合会

医師の診断証明等が、災害により困難であっても、手続きを柔軟に対応するという事です。また、今回の震災に関しての業務災害又は通勤災害の考え方については以下の通り発表されております。

①業務災害
業務遂行中に、地震や津波により建物が倒壊したこと等が原因で被災した場合にあつては、危険環境下の業務に伴う危険が現実化したものとして業務災害として差し支えない。

②通勤災害
業務災害と同様、通勤途上で津波や建物の倒壊等により被災した場合にあつては、通勤に通常伴う危険が現実化したものとして通勤災害として差し支えない。

なお、認定については個別の案件の発生状況などにより判断されますので、被災地においては、健康保険で治療を受けその後、労災保険の手続きをされるかどうか検討された方がよいと思います。

③失業給付を受給されている被災された方々の便を図るため、特例的に住所地以外のハローワークでも受給できるように実施すると発表。これにより、住所地以外のハローワークでも、失業手当を受給できるようになりました。

●緊急雇用対策

①今回の地震により事業の継続が困難となった災害救助法指定地域の事業所から、一時的に離職せざるを得ない方の生活を保障するため、雇用保険の失業手当を支給できる特例措置を実施すると発表。これにより、災害の影響で一時的に失業し、事業再開後に再就職が予定されている人は、本来は雇用保険の失業手当を受給することはできませんが、この要件を緩和して、仕事に就けない間、失業手当を受給できるようになりました。

②今回の地震により事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができないう状態にある方については、実際に離職していなくても失業給付(雇用保険の基本手当)を受給できると発表。これにより、事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業して賃金を受けることができないう場合は、実際に離職していなくても失業手当を受給できるようになりました。

③失業給付を受給されている被災された方々の便を図るため、特例的に住所地以外のハローワークでも受給できるように実施すると発表。これにより、住所地以外のハローワークでも、失業手当を受給できるようになりました。

④失業の不安や雇用の維持など、被災中の様々な仕事に関する相談に対応するため、特別相談窓口がハローワークの各拠点に設置されました。前述の①、②に該当する場合は、事業所再開までの間休業している方に、雇用保険の失業手当を受給してもらおうということも検討材料になると思います。ただし、特例措置を適用するためには定められた手続きを行わなければなりませんので、事前に特例措置について手続きの方法や要件を確認すべきと思われます。

●内定者への対応
今回の震災により、予定していた新卒採用などが困難になる会社も出てくるものと思われます。内定者の法律上の取り扱いには、原則として会社が正式に内定を出している場合、そこには「労働契約」が成立しており、会社側からの一方的な内定取り消しはできません。

今回の震災により、予定していた新卒採用などが困難になる会社も出てくるものと思われます。内定者の法律上の取り扱いには、原則として会社が正式に内定を出している場合、そこには「労働契約」が成立しており、会社側からの一方的な内定取り消しはできません。

ただし、例外として過去の判例において、以下のような合理的な理由があれば内定取り消しが認められています。

- ①「卒業したら採用する」という資格が取れば採用する」といった条件付の内定だったが、その条件を満たさなかった場合
- ②採用内定取り消し事由を約束しており、その事由が発生した場合（例えば、健康異常の発生など）
- ③重大な不適格事由の発生した場合（犯罪行為による逮捕、起訴など）

例えば、今回地震により、予定していた大学の卒業ができなかった、というような場合は①にあたる可能性があります。

ただし、地震の影響での会社の業績悪化や規模の縮小による内定取り消しは、会社側の一方的な「労働契約の解除」になつてしまいます。

このような場合は、会社はなんらかの金銭的保証をしなければならぬでしょう。また、本当に採用が困難なほど業績が悪化しているのかを内定者に、説明する義務があります。

●長期休業者への対応

災害発生時の長期休業者への対応ですが、会社で明確に長期

休職などについてあらかじめ定めておく必要があります。阪神大震災でも、社員が長期の休職をした場合の明確な基準を定めていなかったため、社員が帰郷、会社の近くに住む家がない、家族の介護などの理由で、会社に籍だけ置いて1年も2年も出社しないと決めたケースも見受けられました。

社員が会社に籍を置いて長期間出社せず、いつ復帰するのかわからない状態が続きますと、新しく社員を補充することもできず業務に大きな支障が出てまいります。

こういった長期休職者への対応策ですが、以下のことについて定めておくことで問題を解決することができま

- ①会社で通常の状態に戻った日を定める。

災害発生後、会社もしばらくの間は通常業務ができない状態や、交通網や親せきの安否確認などの理由により多くの社員が出社できない時期も出てくると思います。ある程度通常通りに業務が遂行できる状態となった際に「非常事態解除宣言」を全社員に発信して、会社が通常の状態に戻ったことを伝えます。

- ②休職期間をスタートさせる（非常事態解除宣言の日より）

通常の状態に戻った日から就業規則や休職規定の定めに従って従業員の出勤日数や休職期間のカウントを開始するようにします。就業規則や休職規定などで、あらかじめ休職について定めてあることが前提になります。通常の状態に戻った日を欠勤や休職の起算日とする

- ③休職期間満了が近づいた社員への告知

休職期間に入ったら休職期間中の途中や休職期間満了の1ヶ月前に長期休業中の社員と連絡を取り、社員の状況を確認しておきます。

なお、休職期間が満了しても職場に復帰できない場合は、原則として自然退職（ルールによる退職であり、定年退職に近いような扱いとなります）

- ④休職期間満了

特別な事由がある場合は、休職期間を延長することも検討すべきでしょう。ここで重要なのは、不公平がないように就業規則にそって取り扱うということです。また延長の期間も明確に再設定しておく必要があります。

「非常事態解除宣言」を発信し、

通常の状態に戻った日を定めることにより、欠勤や休職の起算日を定めることができます。今回のような大災害では、被害にあった方とそうでない方のギャップが徐々に大きくなり、いつの時点をもって平常にもどつたと宣言するかは非常に悩ましいところになります。

ただし、いつまでも非常事態体制をとるわけにもいきません。勤務時間が通常の所定時間に戻ったタイミングがひとつの区切りと考えることもできるでしょう。

栗駒 有限会社 ワタナベ食品

第2回は、「栗駒漬」で有名な栗駒地区「有限会社ワタナベ食品」渡辺淳社長にお話をうかがいました。

初代社長が地元を誇れる物と栗駒漬を考案し栗原地区のみならず秋田、岩手など栗駒山一沿で親しまれて来ました。

その後、仙台味噌を使った郷土料理「しそ巻き」や自社農場での栽培した野菜などの販売を手がけるなど地域と食を活

いずれにしても、休職期間に入つた社員とはこまめに連絡を取り、会社との認識に違いがおきないように、しっかりとコミュニケーションをとっておくことが重要です。

- 甚大な震災のため時々刻々と法令・通達が相次いでいます。最新情報は執筆者サイトを「ご覧下さい」。

社会保険労務士 本領晃
<http://www.shuhyo-kisoku.com/>
(有)人事労務代表取締役 矢萩大輔
<http://www.jinji-rounmu.com/>

かした事業展開をしています。

工場には社長自らも理事を務める障害者就労支援センター「NPOステップアップ」の方々が、職場実習する姿もあり、明るく元気な職場です。

ブログ「ワタナベ組」でイベント情報などを発信しています。

【写真】
自慢の商品を手には社員の方々。

◆次号登場企業紹介

次号は「川口納豆」でおなじみの「有限会社川口納豆」さんにお話をうかがい、表紙を飾っていたたく予定です。

栗原法人会の活動レポート 平成23年2月

2/17 《研修会》がんばれ経営者セミナー 『銀行からの雑感』

(栗原市築館 和風食事処くさか)
講師：七十七銀行築館支店 支店長 鈴木勝之
参加者：35名



不況に強い会社とは何かを学び、会員の経営に生かしてもらおうと企業再建に数多く携わってきた鈴木支店長に「いいものを自分で判断する感覚を持って進むこと」についてお話頂き、参加者は熱心に聞き入りました。



2/22 《研修会》労働管理セミナー 『問題社員への対応と未払い残業対策』

(栗原市築館 市民活動支援センター)
講師：社会保険労務士 佐藤 崇
参加者：21名



派遣制度や、人口構成の変化などにもない新たな問題として注目されている労使問題について、身近な事例を元に詳しく学びました。



2/27 《社会貢献事業》税金クイズ& 栗原のど自慢カラオケ大会

(栗原市志波姫 この花さくや姫プラザ)
審査員：大森一夫氏(作曲・編曲家)・山川大介(歌手)
宮本武彦税務署長・阿部忠雄会長・鹿野 敏理事
参加者：310名



30組の出演者が自慢ののどを披露、26社より協賛品を頂きました。税金クイズでは、税金の歴史や知ってそうで知らない税制を学び、有意義な時間を過ごしました。

税の知識 Vol.02

東日本大震災に関する 税務署からのお知らせ



東日本大震災により被害を受けられました皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

1 申告・納付等の期限の延長について

宮城県、青森県、岩手県、福島県、茨城県の納税者の方につきましては、平成23年3月11日以後に到来するすべての国税に関する申告・納付等の期限が自動的に延長されました。

申告・納付等の期限をいつまで延長するかにつきましては、今後、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしております。

右記以外の地域に納税地のある方につきましても、交通の途絶等により申告・納付等が困難な方につきましては、期限の延長が認められますので、状況が落ち着いた後、最寄りの税務署にご相談ください。

※(注)振替納税の延期について

右記により、平成22年分の申告取得税並びに同年分の個人事業者に係る消費税及び地方消費税の確定申告・納付の期限も延長され、4月22日(金)に予定されていた預金口座からの申告取得税の振替納付日並びに4月27日(水)に予定されていた預金口座からの消費税及び地方消費税の振替納付日も延長されました。

2 納税証明書の発行について

災害でその所有する財産について相当な損失を受けたことにより、災害復旧に必要な資金の借入のために納税証明書の交付を受ける場合には、納税証明書の交付手数料は必要ありません。

3 他の地域から避難されてきた皆様の相談窓口等

納税地を所轄する税務署の管轄外に避難されている皆様の①国税に関する相談、②既に申告を行っている還付金の支払時期等の確認及び③納税証明書の交付申請につきましては、避難先の最寄りの税務署でも受付しておりますのでご相談ください。

なお、納税証明書の交付まで多少の日数がかかることをご承知おきください。

4 納税者の方からのお問合せ先

納税地を所轄する税務署又は避難先の最寄りの税務署にお問い合わせください。

めざします。 「みんなの法人会」

お詫びとお知らせ
今回の震災にともない、紙面の一部を変更して編集いたしました。
また、記事の内容等に関しても、本紙発行後変更等で、お読み頂く時によっては変わっている可能性がありますのでご了承ください。

「栗原法人会」で

検索